

千葉県教育委員会メンタルヘルスプラン【概要】

(計画期間:令和8年度～令和12年度)

令和8年3月 千葉県教育庁教育振興部保健体育課

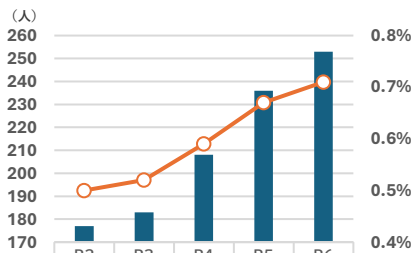
千葉県教育委員会メンタルヘルスプランは、労働安全衛生法に基づき厚生労働省が定めた「労働者の心の健康の保持増進のための指針」において、事業者が策定することが必要とされた「心の健康づくり計画」として平成22年3月に策定したものです。その後、令和3年3月に改訂を行い、令和3年度から令和7年度を計画期間として定め、県立学校教職員・教育庁等職員のメンタルヘルス対策の基本として、様々な施策を推進してきました。この度、前計画期間の評価や職員を取り巻く職場環境の変化を踏まえ、計画の改訂を行いました。

千葉県の状況

- 精神疾患による休職者は、令和4年度以降、大幅に増加している(教育職員・事務職員等)。
- 全国と比較すると30歳代の割合が高い。【令和6年度】
- 令和元年度以降、県立学校のストレスチェック総合健康リスク(※1)は全国平均よりも良い状態が続いている。一方で、「仕事のコントロールと仕事の量的負担」の指標は、健康リスクが比較的高いことを示している。

※1:全国平均を100として、対象の部署で休職者が発生する確率を点数化したもの

精神疾患による休職者数の推移(千葉県・教育職員)



前計画期間の評価 (R3～R7年度)

3つの評価指標(県立学校)

- ①ストレスチェック受検率: 95%以上を維持する。
- ②ストレスチェック総合健康リスク(※1): 97以下を維持する。
- ③精神疾患による休職者数の対教育職員割合: 0.5%以下を維持する。

	R2	R3	R4	R5	R6
①	93%	94.2%	93.6%	91.3%	94.6%
②	90	88	94	93	94
③	0.5%	0.52%	0.59%	0.67%	0.71%

課題

- 相談支援体制の充実
- ストレスチェックの目的・方法について周知、対象者全員への受検勧奨の徹底
- 仕事の量、仕事の進め方を改善し、「働きやすさ」・「働きがい」のある職場環境づくり

改訂のポイント(重点的な推進事項)

～実践につなげるために～

新規

【重点1】管理監督者のリーダーシップによる取組の推進

⇒計画的・組織的な実践に向けて管理監督者の支援体制を構築する。

- ①職場での啓発と計画的・組織的な情報共有
- ②職場環境改善のリーダーシップ
- ③ラインケアの実践と支援体制の構築
- ④リーダー自身の学びとセルフケア

【重点3】ストレスチェック制度の取組の推進

⇒対象者全員への受検勧奨を徹底する。

●集団分析結果を職場環境改善につなげる。

- ①セルフケアの促進に活用
- ②高ストレス者への支援(高ストレス者への面接勧奨等)
- ③集団分析結果の活用

【重点2】予防的な取組の推進

⇒仕事の量、仕事の進め方の改善を図る。

一人を抱えこまないよう相談支援体制の充実を図る。

- ①研修を通じた理解促進と啓発
- ②啓発資料「ころさわやかに」の活用
- ③SNS等の相談窓口の周知・ストレス自己診断表の活用
- ④「働き方改革」と労働安全衛生の視点による職場環境改善

【重点4】復職支援の取組の推進

⇒療養中・休職中の見通しを明確に示す。

●再休職の予防に努める。

- ①安心して療養するための支援
- ②職場リハビリテーションの実施
- ③円滑な職場復帰と復帰後の再発防止に向けて

主な内容

I メンタルヘルスプランの位置づけ

II メンタルヘルスプラン改訂の背景(現状と課題)

(1)国の状況 (2)千葉県の状況 (3)前計画期間の評価 (4)本計画期間の評価指標

III メンタルヘルスプランの基本的な考え方

(1)メンタルヘルス対策の基本的な考え方 (2)「3つの予防段階」(心の健康レベル) (3)「4つのケア」 (4)推進上の留意点

3つの予防段階

- 一次予防(心の健康の保持増進)
- 二次予防(心の不健康な状態への早期対応)
- 三次予防(円滑な職場復帰と復帰後の再発防止)

4つのケア

- ア セルフケア
- イ 管理監督者によるケア
- ウ 職場の健康管理担当者によるケア
- エ 外部の相談・医療機関等によるケア

IV メンタルヘルス対策の推進

(1)重点的な推進事項 (2)管理監督者の責務と役割 (3)メンタルヘルス対策の具体的な内容 (4)メンタルヘルス対策の体系

V メンタルヘルス対策の推進体制

(1)各課の役割 (2)メンタルヘルス対策を推進するための組織と役割 (3)職場におけるメンタルヘルス対策の推進体制

VI 個人のプライバシー及び不利益取り扱いへの配慮について

(1)メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮 (2)心の健康に関する情報を理由とした不利益な取り扱いの防止

VII 相談窓口等の紹介

【巻末資料】ストレスチェック自己診断表

本計画期間の評価指標	目標値
①ストレスチェック受検率	95%以上を目指す。
②ストレスチェック総合健康リスク	97以下を維持する。
③精神疾患による休職者数の対教育職員割合	0.5%以下を目指す。